

中主地域包括支援センター運営業務委託に係る公募要領

1. 公募の趣旨

この要領は、中主地域包括支援センター運営業務のを委託するにあたり、当該業務の目的および内容に最も適した事業者（以下「受託者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務目的

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を担う中核的役割として、日常生活圏域ごとのきめ細やかな相談・支援体制を構築するために、地域包括支援センターを設置し、その運営を委託する。

(2) 業務委託名 中主地域包括支援センター運営業務委託

(3) 公募するセンターの名称及び担当圏域

名 称	担当圏域
中主地域包括支援センター	中主中学校区

(4) 業務場所 野洲市吉地 1 1 3 1 番地（旧シルバーワークプラザ中主）

(5) 業務内容 別紙「中主地域包括支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

(6) 業務期間 引継期間 令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで センター開設 令和 7 年 3 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

3. 提案上限額

年 度	提案上限額
令和 6 年度	3, 6 0 7, 0 0 0 円
令和 7 年度	2 8, 3 6 4, 0 0 0 円
令和 8 年度	2 8, 3 6 4, 0 0 0 円
令和 9 年度	2 8, 3 6 4, 0 0 0 円
令和 1 0 年度	2 8, 3 6 4, 0 0 0 円
4 年 3 ヶ月合計	1 1 7, 0 6 3, 0 0 0 円

※上限額は、年度毎の運営経費の総額としたもので、上限額を上回る見積金額は失格とする。

※消費税及び地方消費税については、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定による同法別表第 1 第 7 号の規定に関する、消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 14 条の 3 第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等(平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 311 号)により非課税とする。

※介護予防・日常生活支援総合事業に係る報酬及び指定介護予防支援業務に係る報酬は事業者の収入とする。なお、委託料には人件費、管理運営費等(光熱水費、センターの維持管理に要する経費並びに当該事業等業務に使用する経費等)を含むものとする。

4. 実施形式 公募型プロポーザルにより提案募集を行う

5. 応募資格要件

応募者は、地域包括支援センターの運営を円滑に実施できる、次に定める、(1)から(7)までの全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 介護保険法施行規則第140条の67の規定に基づくセンター設置資格を有する者
(医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人)であること。
- (2) 令和6年4月1日時点において、次のいずれかの施設(事業所を含む)を現に運営している法人のうち、その運営実績が継続して5年以上あること。
 - ア 介護保険法に基づく地域包括支援センター
 - イ 老人福祉法に基づく老人介護支援センター(在宅介護支援センター)
 - ウ 介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する施設(事業所を含む)。ただし、福祉用具貸与・販売のみの事業所は除く。
- (3) 地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 市から野洲市建設工事等入札参加停止基準(平成20年野洲市告示第138号)に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準(平成16年野洲市訓令第33号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していない者であること。(過去を含めて税に未納がないこと。)
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 野洲市暴力団排除条例(平成23年野洲市条例第22号。以下「条例」という。)第6条の規定により、次のアからカまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

6. 応募法人等の制限

次のいずれかに該当する法人は、応募することができない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことのある者（本市の取消しに限定しない。）
- (2) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
- (3) 宗教団体（宗教法人（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）
- (4) 応募者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その資格を失うものとする。

7. 実施スケジュール

内 容	日 程
①公募について市ホームページへ掲載	令和 6 年 7 月 1 日（月）
②質問書受付期限	令和 6 年 7 月 1 2 日（金）
③質問書の回答最終日	令和 6 年 7 月 1 8 日（木）
④公募申込書等受付開始(1 次受付開始)	令和 6 年 7 月 1 9 日（金）
⑤公募申込書等提出期限(1 次受付期限)	令和 6 年 7 月 3 0 日（火）
⑥参加資格審査結果通知発送	令和 6 年 7 月 3 1 日（水）
⑦業務委託提案書等提出期限(2 次受付期限)	令和 6 年 8 月 1 9 日（月）
⑧プレゼンテーション審査	令和 6 年 9 月 1 3 日（金）
⑨審査結果通知発送	令和 6 年 9 月下旬

8. 関係資料の配布方法

- (1) 野洲市ホームページからのダウンロードを原則とする。

URL <https://www.city.yasu.lg.jp>

- (2) 掲載期間

令和 6 年 7 月 1 日（月） 9 時から

令和 6 年 8 月 1 9 日（月） 1 7 時まで

- (3) 掲載資料

- ・中主地域包括支援センター運營業務委託に係る公募要領
- ・中主地域包括支援センター運營業務委託仕様書
- ・野洲市地域包括支援センター運営方針
- ・審査判定基準表
- ・情報資産の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表
- ・様式 1 公募申込書
- ・様式 2 暴力団排除に係る誓約書兼承諾書

- ・様式3 法人概要書
- ・様式4 介護保険サービス等の運営実績
- ・様式5 介護保険サービス(事業所・施設)指導監査等実施状況に係る申出書
- ・様式6 運營業務委託提案書
- ・様式7 人員配置計画書
- ・様式8 見積書
- ・様式9 見積書内訳
- ・様式10 仕様書等に対する質問書

9. 質問書の受付・回答

本実施要領及び仕様書に関する質問は、次により行うこと。なお、応募状況、審査選定に関する質問については受け付けない。

- (1) 提出方法 質問書(様式10)により電子メールで提出すること。

電子メール件名「中主地域包括支援センター運營業務委託 公募に関する質問
(法人名)」

送付先: 電子メールアドレス kourei@city.yasu.lg.jp

※メール送信後は必ず電話により、担当課が受信したことを確認すること。

- (2) 提出期限 令和6年7月12日(金) 17時15分まで

- (3) 提出先 野洲市健康福祉部高齢福祉課

- (4) 回答方法 令和6年7月18日(木) 17時15分までに、随時、野洲市ホームページにて回答を公開する。

10. 公募申込書等書類の受付及び提出

- (1) 受付提出期間

令和6年7月19日(金)～令和6年7月30日(火)

8時30分～17時15分まで

- (2) 提出場所及び方法

野洲市健康福祉部高齢福祉課まで持参にて提出すること。事前に担当課と提出日時の調整を行うこと。郵便やFAX等による提出は受け付けない。

- (3) 公募申込書等提出書類

提出書類	詳細	指定様式
①公募申込書	所定の様式	様式1
②定款または寄付行為	最新のもの	
③登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの	
④納税証明書	(1) 法人市民税の完納証明書 (2) 法人県民税の完納証明書 (3) 消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書	

	(注1)直前の1年分 (注2)非課税の場合は非課税証明書	
⑤暴力団の排除に係る誓約書 兼承諾書		様式2
⑥法人概要書	法人全般の概要について	様式3
⑦介護保険サービス等の運営 実績	介護保険サービスの運営状況について	様式4
⑧法人役員名簿及び代表者の 経歴書	法人の役員及び代表者の経歴について わかるもの	
⑨介護保険サービス(事業所・ 施設)指導監査等実施状況 に係る申出書	介護保険サービスの实地指導や監査の 指摘事項等についての報告	様式5
⑩決算書	(1)直近3年間の決算書類(貸借対照 表、損益計算書、監査報告書等) (2)公的機関からの補助金、融資、寄 付等がある場合には過去3年間の内 容と実績	
⑪情報資産の取扱いに関する 特記仕様書の項目遵守確認表	情報資産の取り扱いに関する各項目の 遵守確認について	別紙4

(4)書類のつづり方

ファイルを用いて、A4判左2穴あけ綴りとする。ファイルの表紙及び背表紙に「中主地域包括支援センター運営業務委託 公募申込書等書類」「法人名」を表記し、項目ごとにインデックスをつけること。

(5)提出部数

上記を1冊のファイルに綴り、正本1部、副本1部(正本の写し)を提出すること。

1.1. 参加資格審査

提出書類に不備がないか、応募法人の備えるべき要件を満たしているか等を審査し、審査結果を応募者全員に郵送にて通知する。

1.2. 業務委託提案書等の提出

(1)提出期限

令和6年8月19日(月) 17時15分まで

(2)提出場所及び方法

野洲市健康福祉部高齢福祉課まで持参にて提出すること。事前に担当課と提出日時
の調整を行うこと。郵便やFAX等による提出は受け付けない。

(3)業務委託提案書等提出書類

提出書類	詳細	指定様式
①運営業務委託提案書	応募の理由、理念、運営方針や地域包括 支援センター運営業務委託の具体的な 取組方法等	様式6
②人員配置計画書	各職種の職員配置計画について	様式7

③見積書	令和7年1月6日から令和11年3月31日までの見積	様式8
④見積内訳書	令和6年度から令和10年度の各年度の見積	様式9

(4) 書類のつづり方

ファイルを用いて、A4判左2穴あけ綴りとする。ファイルの表紙及び背表紙に「中主地域包括支援センター運営業務委託 提案書等書類」「法人名」を表記し、項目ごとにインデックスをつけること。

(5) 提出部数

上記を1冊のファイルに綴り、正本1部、副本14部(正本の写し)を提出すること。

(6) その他

業務委託提案書等の提出は、1法人1案とする。

1.3. 審査及び選定について

(1) 選定方法

ア 書類審査(1次審査)として提出書類に不備がないか、応募法人の備えるべき要件を満たしているか等を審査し2次審査(プレゼンテーション審査)を受けることができる。

イ プレゼンテーション審査(2次審査)は、審査委員会において非公開で行う(審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない)ものとし、全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会において審査を行う。

ウ 評価・審査は、選定基準に基づいて各項目・内容等について総合的、客観的な評価・審査を行う。

エ 審査は、全ての委員の各評価点を合計した点数の最も評点の高い法人を受託候補者とし、次点の法人を次点受託候補者として選定する。なお、提案者が1者の場合は、審査委員の採点の平均点が60点以上であれば、その者を契約交渉相手方として選定する。

オ 「選定法人」がやむを得ない事情などから、事業の実施を中止した場合は、第2順位者を繰り上げるものとする。

(2) 選定基準

下表の審査項目に基づいて点数をつける。詳細については、審査判定基準表(別表13 関係)に示す。

○審査項目及び評価点

審査項目	配点
①法人の理念・安定性	15
②提案内容の実効性と有効性	25
③運営方針・運営体制	20
④安全管理・リスク管理	10
⑤人材確保・育成	15
⑥コンプライアンス遵守の姿勢	10
⑦見積額	5
合計	100

(3) 書類及びプレゼンテーション

ア 審査時間

プレゼンテーション：20分以内

質疑応答：10分程度

イ 実施場所

野洲市役所又は野洲市健康福祉センターの会議室を予定

ウ 出席者

代表者や業務責任者を含め参加人数は3名以内とする。

エ 使用備品

プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。それ以外でプレゼンテーション時に必要な機材、備品については、必要に応じて提案者にて用意すること。

1 4. 選定結果及び公表

選定結果は、プレゼンテーションを受けた全応募者に、選考審査結果通知書により郵送で通知する。また、選定法人決定後、決定した選定法人名等と野洲市介護保険運営協議会による各応募法人の評価・審査結果として評点合計のみを公表する。選定法人以外の法人に係る応募提案書等及び当該法人を特定できる情報は公表しない。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 5. 情報公開及び提供

市は応募者から提出された業務委託提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの選定法人候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 6. 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は全て返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本選考審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

1 7. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(3) 応募辞退の場合

公募申込書類の提出後、都合により応募を辞退することになった場合は、速やかに「辞退届出書」（任意様式）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 応募資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 公募要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションやヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積書の金額が提案上限額を超える場合
- キ 1法人が2案以上の提案をした場合
- ク 提案に関して、談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき
- ケ 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- コ 本公募要領に規定する応募資格を満たすことが確認されたが、その確認後において、次のいずれかに該当するとき
 - ① 本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき
 - ② 業務委託提案書等の書類に虚偽の記載を発見したとき

(5) 著作権等の権利

業務委託提案書等の著作権は、当該業務委託提案書等の作成者に帰属するものとする。

ただし、受託者が作成した業務委託提案書等の提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立て

応募者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 説明会

本プロポーザルにかかる説明会は開催しない。

(8) 提出後の書類記載内容の変更等

業務委託提案書等の提出後における記載内容の変更（追加・削除）は、原則として認めない。ただし、人員配置計画書に記載した予定職員が病休、退職等のため、やむを得ず変更を行う場合は、変更が必要になった理由及び変更後の職員について発注者が求める資料を提出し、同等以上の職員であるという発注者の了解を得なければならない。

(9) 提出された業務委託提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において複製することができる。

18. 問い合わせ先

〒520-2315

滋賀県野洲市辻町433番地1

野洲市健康福祉部高齢福祉課

電話番号 077-588-2337

メールアドレス kourei@city.yasu.lg.jp